

釣り人、遊漁船業者、
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年4月から新ルール

くろまぐろ釣りに届出制導入

30キログラム以上のくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした遊漁については、令和8年4月から届出制が開始されます。届出対象ごとに受付期間が定められておりますので、期間内にシステムから届出を行ってください。

届出対象・届出期間

- ① 遊漁者（釣り人）…最初にくろまぐろを採捕しようとする日の1営業日前まで
- ② 遊漁船業者…令和8年1月1日から令和8年3月20日まで
- ③ 遊漁船以外の船舶を運航する者…令和8年1月1日から令和8年3月20日まで



下瀬 環 沖縄さかな図鑑
(沖縄タイムス社)

くろまぐろ
釣りに行く
なら
届出を



広域漁業調整委員会指示に基づく届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、この指示に従うべき旨の命令（裏付命令）が発出され、この命令に従わない場合には、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

▲届出はシステムから可能です。詳しくはこちら。

クロマグロ 遊漁



水産庁

検索

【お問合せ先】
水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）